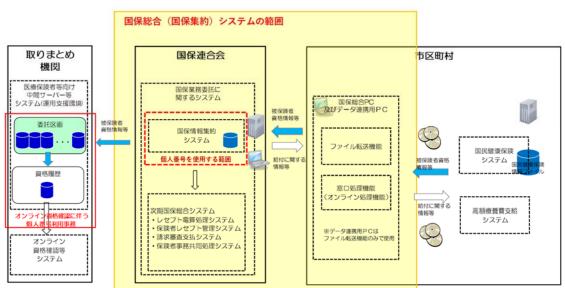
国民健康保険に関する事務全項目評価書(再評価案)の変更点について

重要な変更を加える理由

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」により、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みを創設すること、および令和3年3月より、保険医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カード等を利用した電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)の導入が予定されている。このオンライン資格確認は、医療保険者等向け中間サーバー等において加入者等の資格履歴情報を管理し、機関別符号の取得等のオンライン資格確認関係事務を行うことが必要となるため、国保加入者の情報を提供しなければなりません。これらオンライン資格確認関係事務については、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報ファイルを保有することになるため、当該事務に関しても特定個人情報保護評価を実施する必要があります。





評価書案の概要

※再評価に係る変更記載の部分は、以下赤線の囲みで示します。

【 I 基本情報】

- ・国民健康保険に関する事務の内容について、基本的な情報を記載しています。
- ・事務において使用するシステムの名称,機能,接続状況や,これらのシステムに おいて取扱う特定個人情報ファイルについて記載しています。

(1) 事務の名称

国民健康保険に関する事務

(2) 事務の内容

国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取扱います。

- ① 国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、 必要な情報を入手し資格情報を管理します。
- ② 国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認します。
- ③ 徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理します。
- ④ 滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理します。
- ⑤ 保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理します。

(3) 事務において仕様するシステム

①国民健康保険システム

宛名情報,国民健康保険の資格情報,賦課情報,収納情報,給付情報(一部)を保有・管理するシステムです。

② 滞納整理システム

国民健康保険の滞納者及び滞納保険料等の滞納情報の把握・管理ならびに対象者に対する滞納処分等を行うシステムです。

③ 中間サーバ

情報提供ネットワークシステムと統合宛名システムとを接続するためのシステムです。

④ 統合宛名システム

福岡市における各業務システムの宛名情報を集約管理すると共に、中間サーバに対して情報の提供及び照会を行うシステムです。

⑤ 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム「国保総合(国保集約)システム)」

都道府県単位化の制度改正により新たに使用するシステムであり、福岡県内 における資格継続業務及び高額該当回数の引き継ぎ業務を行うシステムです。

また、オンライン資格確認の準備業務として、医療保険者等向け中間サーバー と接続し情報の提供を行います。

⑥ 医療保険者等向け中間サーバー等

医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムで、オンライン資格確認関係事務を行います。

【Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要】

- ・国民健康保険に関する事務において取扱う特定個人情報ファイルについて、その 内容、使用方法及び取扱いの委託の有無並びに特定個人情報の提供又は移転の有 無などを記載しています。
- (1) 特定個人情報ファイルの名称
 - ・国民健康保険情報ファイル
- (2) 国民健康保険情報ファイルの概要
 - ・国民健康保険に加入している被保険者の資格, 賦課, 給付, 収納, 滞納情報 を管理しているものです。
 - 新規資格取得の手続きのため、被保険者ではない住民基本台帳に記載された 住民情報(住民税を含む)も管理されています。
 - ・番号法に基づき、平成29年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムを介し、他の自治体への情報の提供を行います。
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について 下記5件の委託が発生しています。
 - ① 国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及び変更 国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及びシステム改修作業 等
 - を委託しています。
 - ② バックアップテープの遠隔地保管業務 バックアップデータを記録した電磁的記憶媒体を遠隔地に輸送,保存する業 務
 - を委託しています。
 - ③ 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同 処理業務

療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理すること となる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内 で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯 判定に必要な情報等の管理を委託します。 また、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者資格の異動に関するデータの編集、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を委託します。

- ④ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等 において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番 管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを委託します。
- ⑤ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等 において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオ ンライン資格確認等システムで管理している情報とマイナンバーを紐付けるた めに使用する情報の提供を行うために機関別符号の取得を委託します。

【Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】

- 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載するものです。
- ・リスク対策については、法令の定めによるもののほか、「福岡市情報セキュリティに関する規則」の定めによる「情報セキュリティ共通実施手順」に基づき、必要な措置を講じています。
 - (1) 国民健康保険情報ファイルにおけるリスク対策
 - ・個人情報の入手の際には、厳格な本人確認のもとに正確な情報を取得し記録しています。
 - ・アクセス権限のない職員等による不正な利用が行われないよう、ユーザアカウントとパスワードによる認証をしています。また、業務毎にアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としています。
 - ・委託先から情報資産の取扱いについての誓約書を徴取するとともに、契約 書の秘密保持等に関する条項及び特記事項により、特定個人情報の適正管 理を担保しています。
 - ※ 国保連合会との委託契約(支払基金との再委託)は未締結ですが、福岡市の個人情報セキュリティポリシーに準じた措置を行う規定を定めて契約する予定です。
 - ・特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令に定められた目的、提供先、移転先、事項についてのみとしています。 また、処理手順や結果の二重チェックを行うことで、誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスクを防止しています。

- ・情報提供ネットワークを介した提供については、暗号化や情報照会者の認 証機能等のセキュリティ管理機能を実装し、かつ、行政専用のネットワー クを利用する等により不適切な情報提供が生じないようにしています。
- ・国保連合会とのデータ連携は、専用線で接続した国保総合PC及びデータ連携用PCに限定されており、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でのみ連携可能となっているため、不適切な方法で情報を連携するリスクは軽減されています。また、GUIによるデータ抽出機能(*)を国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、不正なデータ抽出が行われるリスクを軽減しています。

*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指します。

- ・国保連合会と取りまとめ機関(支払基金)とのデータ連携は、専用線で接続されており、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でのみ連携可能となっているため、不適切な方法で情報を連携するリスクは軽減されています。
- ・サーバを設置している「データセンター」は、許可を受けた者のみ入館が可能であり、全ての入館者をセンター管理していることと、サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置しているため、より厳重な管理が行われます。

【IV その他のリスク対策]】

- ・その他のリスク対策について、監査や従業者に対する教育・啓発について記載 するものです。
- ・情報管理が適正に実施されているか内部監査を継続するとともに、職員に対しての研修等を行います。

【V 開示請求, 問合せ】

・特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求方法や問合せに関して記載するものです。

【VI 評価実施手続]】

- ・この評価に関する各手続きについて記載するものです。
- ・今後,福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会による第三者点検 を実施し、評価書完成後に国の特定個人情報保護委員会へ提出・公表を実施し ます。